○銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項の診断を行う医師の指定に関する規則 北海道公安委員会規則第16号

平成21年12月4日

改正 平成24年3月30日公安委員会規則第3号、30年6月1日第5号

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項の診断を行う医師の指定に関する規則をここに公布する。

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項の診断を行う医師の指定に関する規則 (医師の指定)

- 第1条 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条の3第2項の診断を行う 医師の指定(以下「医師の指定」という。)は、介護保険法(平成9年法律第123号)第 5条の2第1項に規定する認知症の診断について、特に専門的な知識及び技能を有する と認められる医師のうちから行うものとする。
- 2 医師の指定の期間は3年以内とし、再指定を妨げないものとする。 (告示)
- 第2条 医師の指定を行ったときは、その氏名並びに勤務する病院等の名称及び所在地を 告示するものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年公安委員会規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年公安委員会規則第5号)

この規則は、平成30年6月1日から施行する。